

【資料第17号】
保健衛生部保健サービスセンター

産後ケア事業の拡充について

1 経緯

平成27年度よりネウボラ事業（相談支援、産前・産後サポート等事業、産後ケア事業）を実施しているが、令和3年に改正母子保健法が施行されたことによって、産後ケア事業の対象が生後4か月児までから生後1年までに拡充することが市区町村の努力義務として盛り込まれた。そのため、利用状況や利用者からの意見を参考に、来年度よりネウボラ事業の対象年齢等当該事業の拡充を行う。（下線部分が拡充部分）

2 対象事業

(1) 宿泊型ショートステイ事業

ア 概要

現在の2施設から3施設へと拡充することで、宿泊型ショートステイの利用機会を増やす。

イ 受け入れ施設

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (ア) 八千代助産院 | 文京区音羽1丁目 |
| (イ) 東都文京病院 | 文京区湯島3丁目 |
| (ウ) <u>愛育病院（新規）</u> | <u>港区南麻布5丁目（令和5年秋開設予定）</u> |

(2) 相談事業

ア 概要

産後119日以内の方に対し、母乳相談や乳房ケア及び育児相談を実施してきたが、対象月数等を拡大する。

イ 対象者

区内在住の産後12か月以内の産婦

ウ 利用回数

- | | |
|-----------|---------------------|
| 母乳相談（訪問型） | 1回まで |
| 母乳相談（外来型） | <u>4回まで【3回から拡充】</u> |
| 訪問型産後ケア相談 | 3回まで |

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------|------------|
| 令和5年3月 | 区民周知及び受付開始 |
| 令和5年4月 | 事業開始 |